

ドローン撮影見積依頼書

(打ち合わせシート)

太枠は見積もり時点で必要な項目です

申込日 年 月 日

お客様名 法人名 (代表者名)	⑩	連絡先	電話	
			FAX	
			MAIL	
郵便番号	(〒 -)			
ご住所				
ふりがな 担当者名			担当者 連絡先	

飛行目的	<input type="checkbox"/> 風景建物撮影	<input type="checkbox"/> 結婚式	<input type="checkbox"/> 広告映像撮影
	<input type="checkbox"/> 建物診断点検	<input type="checkbox"/> 催事等の撮影	<input type="checkbox"/> 観光 PR 用
	<input type="checkbox"/> 報道番組使用	<input type="checkbox"/> 現状確認災害	<input type="checkbox"/> 不動産調査
	<input type="checkbox"/> PV 使用	<input type="checkbox"/> 動画配信使用	<input type="checkbox"/> Youtube ライブ配信(確認用 公開用)
	<input type="checkbox"/> イベント集合写真	<input type="checkbox"/> Web 素材(事業用)	<input type="checkbox"/> (他:)

希望撮影日	日付と時刻及び第三希望までご記入ください									
第一希望	年	月	日	時	分	～	時	分	頃	<input type="checkbox"/> 未定
第二希望	年	月	日	時	分	～	時	分	頃	
第三希望	年	月	日	時	分	～	時	分	頃	

撮影場所	できるだけ正確にご記入ください。 複数ある場合には複数箇所ご記入ください。 住所が特定できない地域は別途地図に撮影位置を丸で囲み添付してください
------	---

撮影方法	<input type="checkbox"/> 静止画写真 (JPG)	<input type="checkbox"/> 動画撮影 (MP4) フレームの指定は○で囲んでください
	<input type="checkbox"/> 5280 × 3956 jpg 形式のみ(2Pro)	<input type="checkbox"/> AVC/H.264 <input type="checkbox"/> HEVC/H.265
	<input type="checkbox"/> DNG 形式ファイルも必要 20MP	<input type="checkbox"/> 4K 3840 × 2160 24 / 25 / 30 / 60fps
		<input type="checkbox"/> 2.7K 2688 × 1512 24 / 25 / 30 / 48 / 50 / 60fps
		<input type="checkbox"/> FHD 1920 × 1080 24 / 25 / 30 / 48 / 50 / 60 / 120fps

データ 引渡方法	<input type="checkbox"/> 現地に於てデータコピーで引き渡し(即納・未加工) メモリーカードをご持参下さい <input type="checkbox"/> 後日メモリーカードを送付する (宅急便使用) <input type="checkbox"/> 後日インターネットでダウンロードする
-------------	--

撮影場所の地権者(土地の所有者)の許可は受けていますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ (弊社申請)
撮影時 住宅地または道路や鉄道等をまたぎますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない
撮影場所への移動に駐車場代や施設利用料・有料道路等が発生いたしますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない
人が大勢が集まるイベントや祭り、結婚式での撮影ですか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない
地上から 150m 以上 上空からの撮影を希望しますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
夜間(日没から日の出まで)の撮影を希望しますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

太枠は見積もり時点で必要な項目です

撮影当日お客さまは撮影に立ち会いますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
└ 立会人 氏名:	連絡先:
飛行範囲が広い場合、監視員を配置する必要があります。安全のため監視誘導員を配置する予算を見積りに計上してもよろしいですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 必要ない範囲で	
そのほかお問い合わせ内容をご記入下さい 飛行ルートや撮影方法など	
撮影当日の天候悪化で操縦者がフライトに危険と判断した場合または、何らかの理由により飛行できない場合には操縦者の指示を仰ぎ延期または中止する事に同意いたします。 <input type="checkbox"/> 同意します	
私は別紙のサービス規約を確認し同意いたします <input type="checkbox"/> 同意します	
お支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込（正式発注後に請求書を発行します<先払い>） <input type="checkbox"/> クレジットカード払い（正式発注後に決済用 URL をご案内いたします） <input type="checkbox"/> 電子決済 iD 交通系 IC（対面でのみ利用可能） <input type="checkbox"/> コード決済 d 払い PayPay

この見積依頼書をもとにお見積書を作成いたします。

内容の確認が必要な場合には担当者にお電話にてご連絡させていただきます。

お見積書はお申込み後約 2 営業日程度でご案内いたします。

このシートの送付先は以下の窓口をご利用ください。

○ ファックスのお申込み

024-563-7241

○ インターネットでアップロード

お問い合わせからファイルのアップロード

○ お問い合わせ先

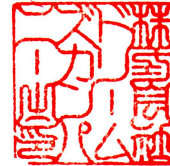
スカイショットドットプロ

024-563-7226 (平日 午前 9 時～午後 5 時)

株式会社ドリームズカンパニー
スカイショットドットプロ 事業部

無人航空機ドローン(マルチコプター)飛行に関する地権者の同意書

様 申請者 株式会社ドリームズカンパニー
〒969-1761 福島県伊達郡国見町藤田日渡三 13-2
代表取締役 鈴木 亮
電話 024-563-7240



以下の目的において、地権者上空を無人航空機を使って飛行する申請をいたします。

飛行理由	
使用目的	
飛行日時	年 月 日 時ごろ ~ 月 日 時ごろ迄を予定 但し、天候不良や状況に応じて変更する事があります。
飛行場所	
飛行区域	
飛行ルートは囲いの範囲内。上空 140m の範囲内で飛行いたします	
飛行機器	DJI MAVIC 3 895g(バッテリーを含む)
飛行者名	(株)ドリームズカンパニー 鈴木 亮 緊急連絡先 080-1822-8880
航空許可	国土交通省 東京航空局 届出済み
保険有無	賠償責任保険 加入済 東京海上日動火災保険株式会社 超ビジネス保険 1事故につき 対人 10億円 対物 10億円

私は、上記内容を確認し、申請者に対し上空の飛行に同意または許可するものといたします。

西暦 年 月 日 地権者名
住所
連絡先 ⑩

この書類は、運行管理の下適切に保管され、行政からの提出が求められた場合には開示することがあります。

よくある質問

日の出前・日没後・夜間撮影はできますか？

事前協議の上で撮影が可能か判断致します。。

何メートルの高さまで撮影できますか？

条件にもよりますが、上空 140m (高度)までの範囲とします。150m 以上は別途ご相談下さい。

何メートル先まで飛ばせますか？

条件にもよりますが、安全を考慮して操縦者から 1500m までの範囲といたします。

ワンフライトでどれだけ撮影できますか？

バッテリー 1 本につき約 20 分の飛行が可能です。

(離着陸の時間も含むため実際の撮影時間は気温差などで少し短くなることがあります)

当日、準備にどの程度の時間がかかりますか？

事前に撮影ルートや撮影内容、条件をお知らせいただければ、当日の打ち合せを含めて現地到着後 20 ～ 30 分程度あれば準備は完了いたします。

デモフライトをお願いしたいのですが費用は発生しますか？

1 フライトの範囲内でデモフライトが可能です。(1 フライト 90 分以内、基本 3 時間をご希望の場合)

※本番同様のデモフライトも所有地の許可申請が必要です。

※弊社で飛行エリアの敷地所有者への許可申請が必要な場合は事前にお知らせください。

悪天候や雨天の場合のフライトキャンセルはどのようになりますか？

お客様のご都合によるキャンセルの場合は下記のようなフライトキャンセル料をいただきますが、天候不良による延期の場合は予備日にてご対応いたします。(3 回まで)また、弊社がフライトできないと判断した場合にも延期にてご対応させていただきます。

撮影予定 2 日前までのキャンセル 30%

撮影予定前日までのキャンセル 50%

撮影予定当日のキャンセル 100%

※撮影場所(所有地)でキャンセル料金がかかる場合は別途請求いたします。

撮影データはどのように納品されるのでしょうか？

現地渡しや後日メール便でのお届け、ダウンロードがご利用いただけます。

その他の納品方法をご希望のお客様はご相談ください。

撮影した動画及び画像の加工編集もお願いできますか？

別途料金にてご対応しています。

撮影した画像・映像の権利は？

著作権は納品時にお客様に移転いたしますので、納品データはご自由にお使いください。

ご不明な点はお問い合わせください。 ☎ 024-563-7226

撮影枚数の制限や解像度による料金の変動はありますか？

弊社のサービスはフライト時間による料金体系のため、静止画の枚数や動画の解像度(フル HD や 4K)などによる料金の変動はありません。お時間の範囲内で撮影が可能です。

悪天候や現地のトラブルによる撮影中止の条件はどのようになりますか？

天候若しくは現地でどの何らかの都合による撮影中止は以下のものが含まれます。

1 つでも該当した場合、撮影を中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ・ 現地の風速が 5m を超える場合
- ・ 操縦者がフライトの危険性があると判断した場合
- ・ 現地の気温が 40 °C 以上の場合または -8 °C 以下の場合
- ・ 雨や小雨が降っている場合
- ・ 雪が降り続けている場合
- ・ 雷が発生している場合
- ・ 離着陸に安全性が確保できない場所
- ・ 飛行ルートに障害物が多いと判断された場合
- ・ 地権者若しくは周囲からの中止要請または同意が得られない場合
- ・ 第三者または構造物に危害を加える恐れがある場合

納品後の撮り直しは可能ですか？

サービスの性質上、ピンボケ、当社の不備による画質異常が無い限りは納品後の撮り直しはいたしません。再撮影を希望される場合には別途料金が必要です。

雲が無い日が良い、あるいは雪が映らない方が良いなど、ご希望がある場合には事前にご相談ください。画角などの細かな指示が必要となる場合には、立ち合いまたは遠隔サービスでご指示をお願い致します。

撮影等のお支払いについて

ご注文いただきますと、弊社より請求書を発行いたします。

お支払いは、銀行振込またはクレジットカード払い、電子決済、コード決済がご利用いただけます。

- ・ 銀行振込の場合には、お振り込み先をご案内いたします。
- ・ クレジットカードでのお支払いでは所定の URL をご案内いたします。
- ・ 電子決済のご利用は対面での取引となります。iD や交通系 IC でのお支払が対象です。弊社までご相談ください。
- ・ コード決済をご希望の方には、決済用 QR コードまたは URL をご案内いたします。

ご契約後 5 日以内にお支払いをお願いいたします。

なお、お急ぎでのフライトの場合には前日までにお支払いをお願いいたします。

※現地でのお支払いはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

お見積以外のご精算について

撮影当日に別途、駐車料金、通行料金、入場料等が発生した場合にはすべてお客さま負担となりますので予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

ご不明な点はお問い合わせください。 ☎ 024-563-7226

ドローン撮影利用規約

株式会社ドリームズカンパニー（以下「当社」という。）は、「ドローン撮影サービス（以下「本サービス」という。）の提供に関して、当社と利用者（第1条第1号において定義される。）との間に適用される条件を明らかにするため、「ドローン撮影サービス」サービス利用規約」（以下「本規約」という。）を定めます。

第1条（定義）

本規約等（本条第3号において定義される。）における用語は、以下の各号に定める意義を有するものとします。

（1） 利用者

本規約等に同意し、当社と利用契約（第2号において定義される。）を締結した者

（2） 利用契約

本規約等に基づいて利用者及び当社が締結する契約

（3） 本規約等

本規約、当社が本サービスの提供に関して定める規則、ガイドライン、通知、告知及びウェブサイトの内容

第2条（利用契約）

1 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、本規約等に同意した上で、当社が指定する方法で、当社に対して、利用契約の締結を申し込むものとします。なお、当社は、利用契約の締結が申し込まれた場合は、利用希望者が、本規約等に同意しているものとみなします。

2 当社は、第1項に基づく利用契約の締結の申し込みについて審査を行うことがあります。当該審査の結果、当社が利用契約の締結の申し込みを承諾しなかった場合でも、それによって利用希望者又は第三者に生じる損害、損失、費用、支出等（併せて以下「損害等」という。）及び結果について、当社は責任を負わないものとします。

3 利用契約の締結の申し込みについて、当社が当該申し込みを承諾する旨の通知が利用希望者に到達した日に、本規約等に基づいて利用契約が成立するものとします。但し、当社が利用契約の成立日を指定した場合は、当該指定にかかる日において利用契約が成立するものとします。

第3条（変更届出）

1 利用者は、当社に届け出た情報に変更が発生し、又は誤りがあることが判明した場合は、直ちに、当社が指定する方法で届出事項の変更を届け出るものとします。

2 利用者が変更の届出を行わず、又は届出が遅延したことにより利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの内容）

当社は、以下の各号に定めるサービスを提供します。なお、各サービスの詳細は当社が別途指定するものとします。

（1） カメラマンによる利用者の店舗における撮影

（2） 前各号に付随するサービス

第5条（利用者の協力等）

1 利用者は、本サービスの提供上必要な資料及び情報（併せて以下「資料等」という。）を、当社の要請に応じて、無償で、当社に対して貸与し又は開示するものとします。

2 利用者は、当社から撮影方法、時間その他の撮影条件を指示するよう求められた場合は、直ちに、当該条件を指示するものとします。なお、当社は、利用者の指示した条件を実行することについて過分の費用を要する場合、本サービス提供用設備の状況等により引き受けることが困難である場合は、当該条件の全部又は一部を採用しないことがあります。

3 利用者は本サービス利用のために必要となる一切の措置（著作権、商標権、タレント・人物等の肖像権・パブリシティ権、プライバシー権その他権利の利用許諾の取得及び撮影許可の取得並びに法律、政令、省令、規則、命令及び条例（併せ

て以下「法令等」という。)に基づく許可、届出その他の手続きが必要となる場合における当該手続を実行することを含みますが、これらに限られません。)を自己の責任と負担において行うものとします。

4 利用者が、利用者の事業に関して第三者に対して損害等を与えた場合、又は第三者からクレーム、損害賠償請求等（併せて以下「請求等」という。）がなされた場合は、利用者の責任と負担において、当該損害等を補償し、また当該請求等を解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。

第6条（コンテンツの制作）

当社は、利用契約に従って、利用契約に定めるコンテンツ（以下「制作済みコンテンツ」という。）を、納入日までに納入場所において利用者に納入します。制作済みコンテンツの内容、納入日、納入場所、納入方法及び要件は、利用契約において定めるものとします。

第7条（検収）

1 利用者は、前条にしたがって当社から制作済みコンテンツの納入を受けた場合は、納入日から起算して3営業日以内（以下「確認期間」という。但し、当社が確認期間を指定した場合は、当該指定にかかる期間とします。）に、当該制作済みコンテンツが利用契約に定める要件に適合しているか否かを確認し、確認結果を当社に対して通知するものとします。利用者が、制作済みコンテンツが利用契約に定める要件に適合している旨を通知することによって制作済みコンテンツに関する検収が完了するものとします。なお、当社は、利用者が制作済みコンテンツの全部又は一部が利用契約に定める要件に適合していないと合理的に基づいて判断した場合で、かつ当該理由及び不適合箇所を明示した上で当社に対して通知した場合は、当該制作済みコンテンツを無償で修補するものとします。修補した場合における納入日は別途利用者と当社が協議のうえ指定する日とします。なお、再納入がされた場合の確認については本条に従うものとします。

2 利用者が、前項に定める確認期間内に前項に従って確認結果を当社に通知しない場合は、当社は、当該確認期間の満了日をもって制作済みコンテンツが利用契約に適合していたものとみなすことができるものとします。

第8条（危険負担）

制作済みコンテンツの検収完了前に、当社及び利用者いずれの責めにも帰すことのできない事由によって制作済みコンテンツが滅失・毀損した場合には、当社は制作済みコンテンツの納入義務を免れるものとします。

第9条（瑕疵担保責任）

当社は、検収完了後に制作済みコンテンツについて瑕疵があることが判明した場合でも、当該瑕疵について責任を負わないものとします。

第10条（委託）

当社は、本サービス提供に関する業務の全部又は一部を第三者に対して委託することがあります。この場合、当社は、利用者の資料等及び情報を当該委託先に提供することがあります。

第11条（禁止行為）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の権利並びに財産を侵害する行為
- (2) 当社又は第三者の肖像権又はプライバシーを侵害する行為
- (3) 当社又は第三者に不利益又は損害等を与える行為
- (4) 第三者の個人情報の売買又は譲受に当たる行為
- (5) 当社又は第三者を不当に差別し、誹謗中傷若しくは侮辱する行為、又はこれらを助長する行為
- (6) 当社若しくは第三者、又は当社若しくは第三者が提供するサービスの信用又は名誉を毀損する行為
- (7) 公序良俗に違反する行為、又はそれを助長する行為
- (8) 公序良俗に違反する情報を表示等する行為

- (9) 法令等、本規約等又は当社との間の取引に関する契約に違反する行為
- (10) 事実を反し、又は反するおそれのある情報を表示等する行為
- (11) 当社又は第三者が当社の設備に蓄積した情報を不正に改竄し、又は消去する行為
- (12) 不正な目的をもって本サービスを利用する行為
- (13) 本サービスの運営に支障を与える行為
- (14) 前各号に定める行為を、第三者をして行わせる行為、又は第三者が前各号に定める行為を行うことを助長する行為
- (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

第12条（利用料金等）

- 1 利用者は当社に対して、利用料金を支払うものとします。利用料金額は本規約等において定めます。
- 2 利用者は、当社が指定する日までに利用料金及び変更手数料を支払うものとします。なお、支払手数料その他の費用は、利用者が負担するものとします。
- 3 当社は、利用料金を理由の如何を問わず返還しないものとします。

第13条（権利の帰属）

制作済みコンテンツの所有権、著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号。その後の改正を含む。）第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の権利は検収が完了した時点で、当社から利用者に移転するものとします。但し、制作済みコンテンツに結合され又は組み込まれたもので当社が利用契約締結日以前から有していたテンプレート及びノウハウ等に関する権利は、当社に留保されるものとします。

第14条（本サービスの停止）

- 1 当社は、以下の各号に定める事由の何れかに該当する場合には、利用者へ通知又は告知することなく、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとします。
 - (1) 天災地変、戦争、内乱その他の不可抗力による事態が発生した場合
 - (2) 法令等による規制が行なわれた場合
 - (3) 前各号のほか、当社が停止する必要があると判断した場合
- 2 前項に基づき本サービスの提供の全部又は一部が停止されたことに関して利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとします。

第15条（本サービスの変更及び廃止）

- 1 当社は、本サービスの内容の全部又は一部を変更し、又は廃止することがあります。この場合、利用契約は当該変更又は廃止に係る部分について当然に終了するものとします。
- 2 前項による本サービスの変更及び廃止、並びに利用契約の全部又は一部の終了したことにより、利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとします。

第16条（利用者による解約）

- 1 利用者は、当社に対して書面で通知することによって、利用契約を解約することができるものとします。但し、撮影を行った場合はこの限りではありません。
- 2 利用者は、前項に基づいて利用契約を解約した場合は、利用料金とは別に、以下の各号に定めるキャンセル料を、当社の請求に従って支払うものとします。
 - (1) 撮影の前々営業日（2日前）に解約した場合：利用料金の30%相当額
 - (2) 撮影の前営業日に解約した場合：利用料金の50%相当額
 - (3) 撮影日当日に解約した場合：利用料金の100%相当額

第17条（サービスの利用制限等）

1 当社は、以下の各号に定める事由の何れかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、利用者に対して、当該行為を中止すること、請求等を行った第三者との紛争を解決すること、制作済みコンテンツの使用を中止することを要請し、また利用者に対する通知、催告その他の手続きを要することなく本サービスの利用停止、利用契約の解除その他の措置を講じることができるものとします。

- (1) 利用契約に違反する行為、又はそのおそれのある行為を行った場合
- (2) 第三者から請求等がなされた場合
- (3) 利用者が当社に届け出た情報が不正又は虚偽であることが判明した場合
- (4) 電話、電子メールその他の連絡手段によって連絡を行うことが困難である場合
- (5) 利用契約若しくは当社との間で締結された契約等に違反した場合、又は利用者の表明及び保証が不正確となる事由が発生し又は判明した場合
- (6) 自ら振出し又は引受をした手形・小切手が不渡りになった場合
- (7) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行を受けた場合
- (8) 滞納処分を受けた場合
- (9) 個人の利用者について、後見開始の審判を受けた場合。
- (10) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続きの申立てがなされた場合
- (11) 前各号の他、利用契約を継続することが困難となる事由が発生した場合

2 前項各号に定める事由の何れかに該当した場合、利用者は、当社に対する金銭債務について期限の利益を喪失し、当該債務を、当社の請求に応じて、直ちに、一括して支払うものとします。

3 当社は、第1項に定める措置を講じたことによって利用者に損害等が発生した場合でも一切責任を負わないものとします。また、第1項に定める措置を講じたことによって、当社の利用者に対する補償請求は何ら妨げられないものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、当社に対して、利用契約締結日において、自己、自己の取締役、監査役、執行役員等の業務執行について重要な地位にある者（以下「役職員等」という。）、子会社・関連会社（それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項及び第5項に規定される意味を有するものとする。）及びそれらの役職員等、並びに出資者が、以下の各号に定める者（以下「暴力団等」という。）に該当していないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。その後の改正を含む。）第2条において定義される。以下同様とする。）
- (2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同様とする。）、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者である、若しくは業務執行について重要な地位にある団体、又はこれらの団体の構成員
- (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者
- (6) 前各号に準じる者

2 利用者は、当社に対して、利用契約締結日において、自己、自己の役職員等、子会社・関連会社及びそれらの役職員等、並びに出資者が、以下の各号のいずれにも該当していないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害等を加える目的をもってする等、不当に暴力団等を利用して認められる関係を有すること
- (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(6) 前各号に準じる関係を有すること

3 利用者は、自ら又は第三者をして以下の各号に定める行為及びそれらのおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) 方法及び態様の如何を問わず暴力団等と関与する行為
- (6) 前各号に準じる行為

4 当社は、利用者の取引先（取引が数次にわたる場合は、そのすべてを含む。以下同様とする。）が暴力団等であること、若しくは第2項各号に定める関係を有していること、又は利用者の取引先が第3項に定める行為を行ったことが判明した場合は、当該取引先との契約の解除その他の反社会的勢力の排除のために必要となる措置を講じることを要請することができるものとし、利用者は当該措置を講じることを誓約するものとします。

5 当社は、①第1項及び第2項に規定する表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、又は②第3項及び第4項に規定する誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、通知、催告その他の手続きを要することなく、直ちに、利用者と締結した全ての契約を解除することができるものとします。

6 当社は、当社が本条に基づいて契約を解除したことによって利用者に損害等が発生した場合でも一切責任を負わないものとします。また、本条に基づいて契約を解除したことによっては、当社の利用者に対する補償請求は何ら妨げられないものとします。

第19条（補償）

1 当社は、本サービスの利用に関して、当社の故意又は過失によって利用契約に違反したことにより利用者に損害等が発生した場合は、当該損害等の発生日までに支払われた利用料の合計額を上限額として当該損害等を補償するものとします。

2 利用契約に関して、利用者が故意又は過失によって利用契約に違反したことにより当社に損害等が発生した場合は、利用者は、当該損害等を補償するものとします。

第20条（免責事項）

以下の各号に定める事由、又はこれらの事由に起因し若しくは関連して利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとします。

- (1) 利用者の売上及び利益並びに顧客数の増減
- (2) 利用者の事業運営に関する一切の事項
- (3) 利用契約に関連して当社が利用者に納入、貸与又は提供する情報及び制作コンテンツの継続的な提供、完全性、適法性、第三者の権利の非侵害性又は侵害可能性、商業利用可能性、特定の目的への適合性その他一切の事項（制作コンテンツが利用者の期待する品質と異なることを含みます。）
- (4) 本サービスの継続的な提供、完全性、適法性、商業利用可能性、特定の目的への適合性その他一切の事項
- (5) 前各号のほか、当社の責めに帰すべき事由によらないで生じる事項

第21条（秘密保持）

当社は、本サービスの提供に関して利用者から秘密である旨を明示して開示された利用者の営業秘密として管理されている情報を、本サービスの提供のために必要となる場合を除いて利用しないものとします。

第22条（公表）

当社は、利用者に対して通知することにより、制作済みコンテンツの一部及び利用者名を、当社及び当社の提携先のウェブサイト等において制作事例として掲載することができるものとします。

第23条（権利譲渡等の禁止）

利用者は、利用契約上の地位並びに利用契約に基づく当社に対する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は一切処分してはならないものとします。

第24条（本規約等の変更）

1 当社は本規約等を変更することがあります。この場合、当社は、書面の送付、電子メールの送信、ウェブサイトにおける告知その他当社が適当と認める方法によりその内容を告知します。当社が、変更後の本規約等をウェブサイトにおいて掲載した時点、又は書面若しくは電子メールが利用者に到達した時点で、変更後の本規約等が効力を生じるものとし、利用者は、変更後の本規約等に従うものものとします。但し、当社が変更後の本規約等の効力発生日を指定した場合は、当該指定にかかる日において変更の効力が生じるものものとします。

2 本条に基づく本規約等の変更により、利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとします。

第25条（存続条項）

第5条第3項及び第4項、第8条、第9条、第12条、第13条、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第3項、第18条第6項、第19条乃至第23条、第24条第2項、第25条並びに第26条は、利用契約が理由の如何を問わず終了した場合でも有効に存続するものものとします。但し、当社が第18条に基づいて利用契約を解除した場合は、当社は利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとし、かつ、利用者に対して何ら義務を負わないものものとします。

第26条（裁判管轄）

利用契約に関する利用者と当社との間において生じる一切の紛争の解決については、その訴額に応じて福島簡易裁判所又は福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

本規約は、2019年11月20日から施行します。

改訂 2021年12月10日から有効